

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額 (税込)(円)	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由		
1	介護保険住宅改修費適正給付調査業務	一式	R8.4.1	①事前審査補助業務介護保険による住宅改修事前承認業務を円滑に行うため、建築士等の知識を活用する。 ②事後訪問調査業務介護保険による住宅改修が適正に行われたか否かを、中立公正な立場からの現場調査を建築士等により行う。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	-	介護保険課	228-7513	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	単価契約 ①3,420円 ②6,840円
2	斎場墓地除草等業務	一式	R8.4.1	斎場墓地内の除草、清掃等業務を行うもの。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	658,000	斎場	228-0167	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
3	堺市霊園内無縁墓地除草等業務	一式	R8.4.1	堺市霊園内の無縁墓地内の除草清掃等業務を行うもの。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	659,470	斎場	228-0167	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
4	衛生研究所青空駐車場除草業務	一式	R8.4.1	衛生研究所来所者が利用する未舗装の駐車場において、除草を行うもの。手刈作業で袋、処分費込みとする。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	90,000	衛生研究所	238-1848	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	